

計画部会の設置について

1 設置の趣旨

京都府自殺対策に関する条例第9条では、自殺対策を総合的かつ計画的に推進するため、自殺対策の目標及び内容を規定する自殺対策推進計画を定めることとなっている。計画の策定に当たっては、自殺対策を実践している関係者や当事者の意見をお聞きしながら、議論を進めていく必要がある。こうした観点から、自殺対策推進協議会規則第4条第1項の規定に基づき、自殺対策推進協議会に計画の素案について集中的に審議・検討を行う計画部会を設置する。

2 当面のスケジュール

条例に位置づけた3つの柱ごとに、自殺対策の方向性について議論を行う（6月から7月にかけて月1～2回程度での部会開催を予定）。

概ね8月を目途に計画素案をとりまとめ、自殺対策推進協議会に報告する。

自殺対策推進協議会計画部会 委員（案）

石倉 絃子	こころのカフェきょうと代表
黒川 雅代子	龍谷大学短期大学部准教授
小林 務	京都弁護士会人権擁護委員会委員
竹本 了悟	特定非営利活動法人京都自死・自殺相談センター代表
辰巳 朋子	京都府臨床心理士会理事
波床 将材	京都市 こころの健康増進センター所長
平田 眞貴子	社会福祉法人京都いのちの電話常務理事
三木 秀樹	一般社団法人京都府医師会理事
山口 基樹	京都司法書士会自殺対策・犯罪被害者支援委員会委員長

(50 音順、敬称略)